

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 1月17日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

（以下「ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成24年1月18日から平成25年1月15日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	海外	債券		特殊型
	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「国内」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「補足分類」の区分のうち、「インデックス型」とは、目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
大型株 中小型株		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付 運用型
不動産投信	年4回	欧州				
その他資産 ()	年6回 (隔月)	アジア				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	オセアニア				
	日々	中南米			その他 ()	ロング・ ショート型? 絶対収益 追求型
	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
		中近東(中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「株式 一般」とは、目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「日本」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「対象インデックス」の区分のうち、「TOPIX」とは、対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

- 東京証券取引所一部上場の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下(株)東京証券取引所と申します。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。(株)東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。(株)東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。(株)東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上に限らず、(株)東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

- 運用にあたっては、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

に運用指図の権限を委託します。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

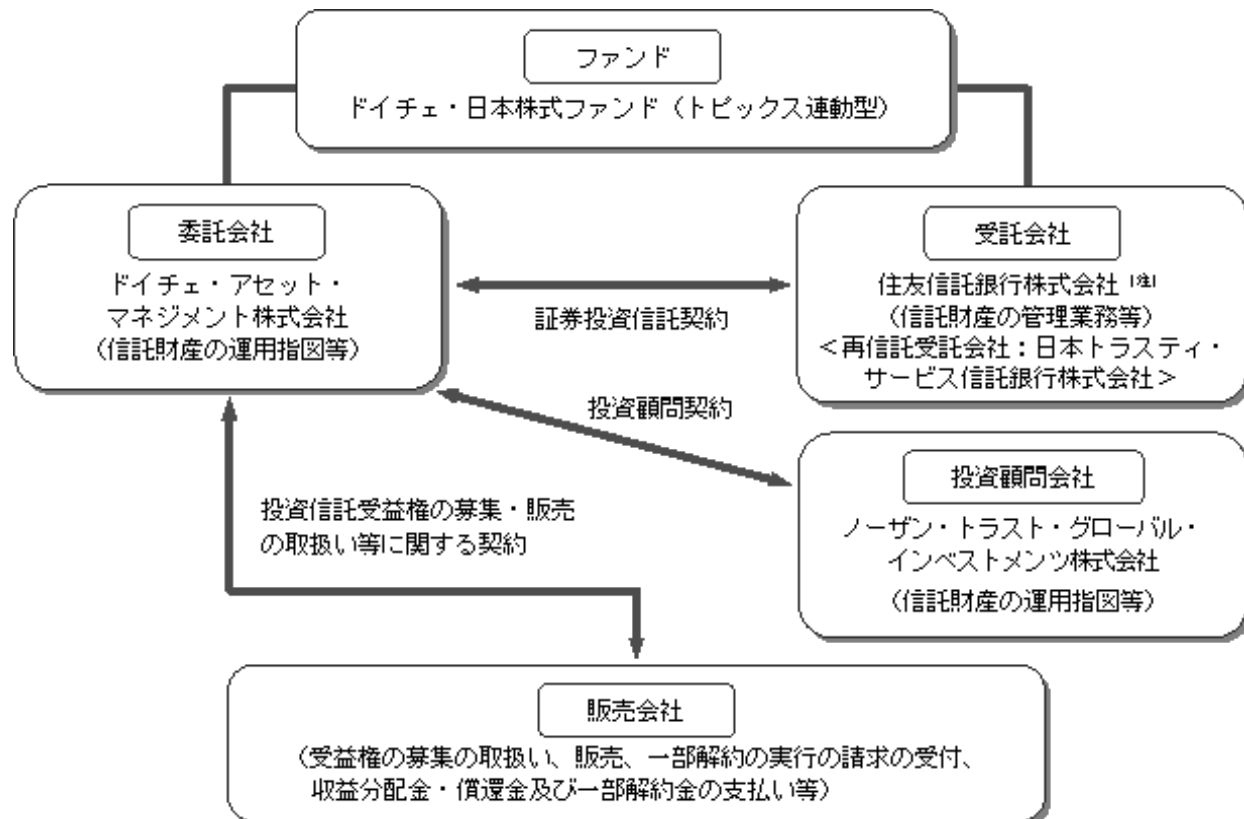
(2)【ファンドの沿革】

平成10年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンド名称の変更（「BT日本株式ファンド（トピックス連動型）」より「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。以下同じ。

委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」
委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。
- d. ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの信託財産の運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

a. 資本金の額(2011年11月末現在)

3,078百万円

b. 沿革

- 1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
- 1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
- 1990年 ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
- 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
- 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
- 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
- 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
- 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況(2011年11月末現在)

名称: ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住所: シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10

所有株式: 61,560株

所有比率: 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

東証一部上場の株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主に、東証一部上場の株式に積極的に分散投資を行うことによって、長期的な収益の向上を目指します。
- 2) TOPIX(東証株価指数)に連動した投資成果を目指します。
- 3) 実質的な株式の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 4) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用ができない場合があります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.並びに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.並びに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

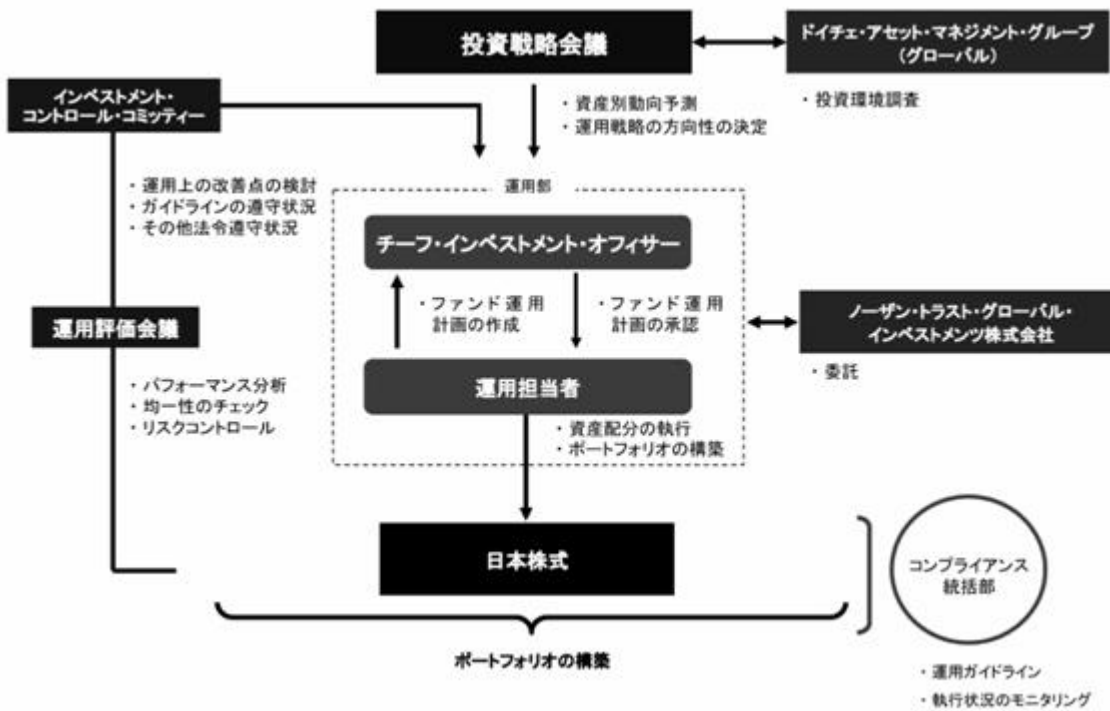
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 運用体制 >



委託会社は、当ファンドの運用指図に関する権限をノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社（所在地：東京都港区）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に所属する運用チームへ委託を行います。
- コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年2回の毎決算時（原則として毎年4月15日及び10月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保金の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

a . 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

b . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c . 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

d . 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e . 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f . 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g . 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

h . 先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含め

るものとし（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

h. スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した額で評価するものとし

ます。
委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし

j. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとし

ます。
委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし

k. 有価証券の貸付の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし

ます。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし

ます。
上記 に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし

ます。
委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図及び範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

上記 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし

ます。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
上記 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし

n. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし

ます。
上記 の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額と

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- 上記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ベンチマークからの乖離リスク

当ファンドは、TOPIXに連動した投資成果を目指して運用を行いますが、主に資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差、株式売買委託手数料や信託報酬等の負担によって、基準価額がベンチマークから乖離することがあります。このため、TOPIXが下落した場合には、基準価額がTOPIXよりも大きく下落し、より大きな損失を被ることがあります。

その他の留意点

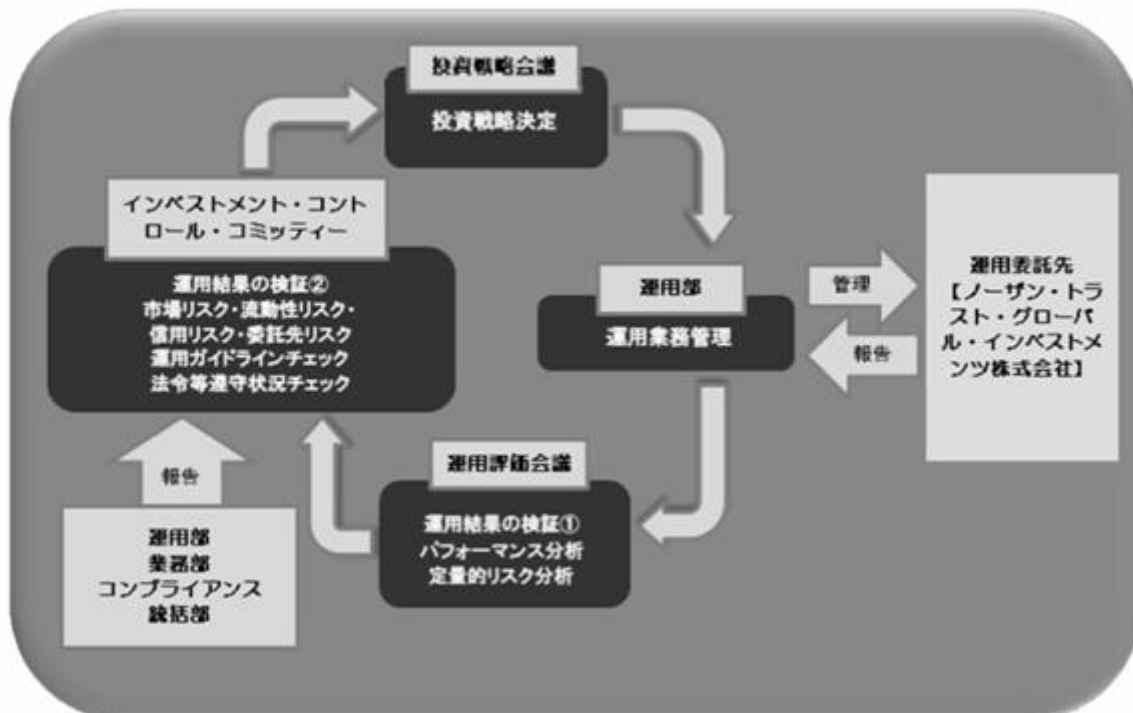
- ・ 当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証

券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性などの観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は純資産総額から支払われるため、分配金支払い後は純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。分配金は計算期間中に得られた収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも当該計算期間における運用成果等を示すものではありません。投資者のファンドの取得価額によっては、支払われた分配金が実質的には元本の払い戻しとなる場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を

行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.3570%	0.3570%	0.0735%	0.7875%
（税抜0.34%）	（税抜0.34%）	（税抜0.07%）	（税抜0.75%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの運用の指図を行うノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資顧問報酬は、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年率0.17%以内を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁

を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成23年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

1 税率は平成26年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成26年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,811,087,028	97.53
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	45,836,028	2.47
合計(純資産総額)	-	1,856,923,056	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成23年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	23,500	2,629.00 2,509.00	61,781,500 58,961,500	3.18
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	136,300	341.00 328.00	46,478,300 44,706,400	2.41
日本	株式	キヤノン	電気機器	11,400	3,470.00 3,420.00	39,558,000 38,988,000	2.10
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	15,400	2,329.00 2,389.00	35,866,600 36,790,600	1.98
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	8,100	3,894.50 3,775.00	31,545,518 30,577,500	1.65
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,600	2,188.00 2,089.00	29,756,800 28,410,400	1.53
日本	株式	ファナック	電気機器	1,900	12,040.00 12,270.00	22,876,000 23,313,000	1.26
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	231,000	112.00 100.00	25,872,000 23,100,000	1.24
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,200	3,620.00 3,145.00	26,064,000 22,644,000	1.22
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	8,200	2,550.00 2,547.00	20,910,000 20,885,400	1.12
日本	株式	三菱商事	卸売業	13,200	1,615.00 1,551.00	21,318,000 20,473,200	1.10
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	148	139,700.00 135,000.00	20,675,600 19,980,000	1.08
日本	株式	三井物産	卸売業	15,600	1,152.00 1,182.00	17,971,200 18,439,200	0.99
日本	株式	日立製作所	電気機器	41,000	409.00 423.00	16,769,000 17,343,000	0.93
日本	株式	小松製作所	機械	9,100	1,783.00 1,895.00	16,225,300 17,244,500	0.93
日本	株式	三菱地所	不動産業	13,000	1,368.00 1,262.00	17,784,000 16,406,000	0.88
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	45	380,892.57 364,500.00	17,140,166 16,402,500	0.88
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	7,600	2,172.00 2,127.00	16,507,200 16,165,200	0.87
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	23,200	728.00 690.00	16,889,600 16,008,000	0.86
日本	株式	ソニー	電気機器	11,100	1,613.47 1,372.00	17,909,601 15,229,200	0.82
日本	株式	パナソニック	電気機器	20,900	763.00 727.00	15,946,700 15,194,300	0.82

日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,200	4,640.00 4,695.00	14,848,000 15,024,000	0.81
日本	株式	KDDI	情報・通信業	28	583,000.00 505,000.00	16,324,000 14,140,000	0.76
日本	株式	東芝	電気機器	38,000	350.34 347.00	13,313,152 13,186,000	0.71
日本	株式	三菱電機	電気機器	18,000	720.00 712.00	12,960,000 12,816,000	0.69
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,900	1,893.00 1,832.00	13,061,700 12,640,800	0.68
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	4,300	2,901.00 2,938.00	12,474,300 12,633,400	0.68
日本	株式	信越化学工業	化学	3,300	4,065.00 3,805.00	13,414,500 12,556,500	0.68
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	24	517,403.37 504,000.00	12,417,681 12,096,000	0.65
日本	株式	任天堂	その他製品	1,000	12,150.00 11,630.00	12,150,000 11,630,000	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成23年11月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.13
		鉱業	0.74
		建設業	2.30
		食料品	3.60
		繊維製品	0.96
		パルプ・紙	0.41
		化学	5.90
		医薬品	4.66
		石油・石炭製品	0.92
		ゴム製品	0.78
		ガラス・土石製品	1.18
		鉄鋼	1.81
		非鉄金属	1.16
		金属製品	0.68
		機械	4.96
		電気機器	13.81
		輸送用機器	9.25
		精密機器	1.36
		その他製品	1.65
		電気・ガス業	3.15
		陸運業	3.96
		海運業	0.33
		空運業	0.31
		倉庫・運輸関連業	0.27
		情報・通信業	6.56
		卸売業	5.32
		小売業	4.11
		銀行業	9.07
		証券、商品先物取引業	0.99
		保険業	2.22
		その他金融業	0.80
		不動産業	2.30
	サービス業	1.89	
	小計	97.53	
	合計	97.53	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第7期 (平成14年4月15日)	6,613	6,613	0.9044	0.9044
第8期 (平成14年10月15日)	6,121	6,121	0.7444	0.7444
第9期 (平成15年4月15日)	5,665	5,665	0.6682	0.6682
第10期 (平成15年10月15日)	8,592	8,592	0.9150	0.9150
第11期 (平成16年4月15日)	8,287	8,287	1.0135	1.0135
第12期 (平成16年10月15日)	7,672	7,672	0.9372	0.9372
第13期 (平成17年4月15日)	7,492	7,492	0.9758	0.9758
第14期 (平成17年10月17日)	7,644	7,644	1.1872	1.1872
第15期 (平成18年4月17日)	23,653	23,734	1.4648	1.4698
第16期 (平成18年10月16日)	14,543	14,595	1.4036	1.4086
第17期 (平成19年4月16日)	9,353	9,384	1.4745	1.4795
第18期 (平成19年10月15日)	5,239	5,258	1.4192	1.4242
第19期 (平成20年4月15日)	3,812	3,830	1.0792	1.0842
第20期 (平成20年10月15日)	2,830	2,830	0.8259	0.8259
第21期 (平成21年4月15日)	2,509	2,509	0.7283	0.7283
第22期 (平成21年10月15日)	2,695	2,695	0.7920	0.7920
第23期 (平成22年4月15日)	2,774	2,774	0.8799	0.8799
第24期 (平成22年10月15日)	2,267	2,267	0.7317	0.7317
第25期 (平成23年4月15日)	2,208	2,208	0.7515	0.7515
第26期 (平成23年10月17日)	1,956	1,956	0.6854	0.6854
平成22年11月末	2,327	-	0.7615	-
平成22年12月末	2,404	-	0.7955	-
平成23年1月末	2,426	-	0.8049	-
平成23年2月末	2,518	-	0.8409	-
平成23年3月末	2,287	-	0.7768	-
平成23年4月末	2,233	-	0.7609	-
平成23年5月末	2,190	-	0.7485	-
平成23年6月末	2,202	-	0.7580	-
平成23年7月末	2,162	-	0.7504	-
平成23年8月末	1,963	-	0.6871	-
平成23年9月末	1,956	-	0.6850	-

平成23年10月末	1,958	-	0.6867	-
平成23年11月末	1,856	-	0.6548	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 7期	平成14年 4月15日	0.0000
第 8期	平成14年10月15日	0.0000
第 9期	平成15年 4月15日	0.0000
第10期	平成15年10月15日	0.0000
第11期	平成16年 4月15日	0.0000
第12期	平成16年10月15日	0.0000
第13期	平成17年 4月15日	0.0000
第14期	平成17年10月17日	0.0000
第15期	平成18年 4月17日	0.0050
第16期	平成18年10月16日	0.0050
第17期	平成19年 4月16日	0.0050
第18期	平成19年10月15日	0.0050
第19期	平成20年 4月15日	0.0050
第20期	平成20年10月15日	0.0000
第21期	平成21年 4月15日	0.0000
第22期	平成21年10月15日	0.0000
第23期	平成22年 4月15日	0.0000
第24期	平成22年10月15日	0.0000
第25期	平成23年 4月15日	0.0000
第26期	平成23年10月17日	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第 7期 (平成13年10月16日～平成14年 4月15日)	0.3
第 8期 (平成14年 4月16日～平成14年10月15日)	17.7
第 9期 (平成14年10月16日～平成15年 4月15日)	10.2
第10期 (平成15年 4月16日～平成15年10月15日)	36.9
第11期 (平成15年10月16日～平成16年 4月15日)	10.8
第12期 (平成16年 4月16日～平成16年10月15日)	7.5
第13期 (平成16年10月16日～平成17年 4月15日)	4.1

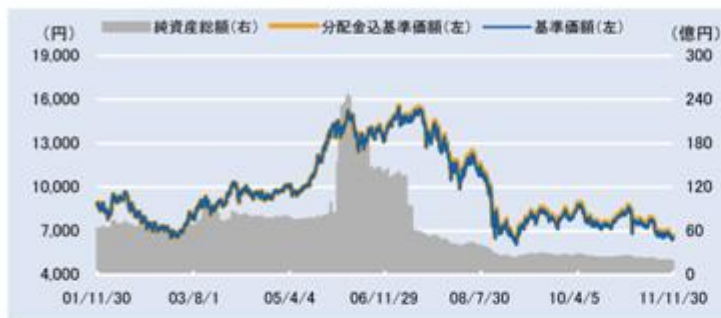
第14期 (平成17年 4月16日～平成17年10月17日)	21.7
第15期 (平成17年10月18日～平成18年 4月17日)	23.8
第16期 (平成18年 4月18日～平成18年10月16日)	3.8
第17期 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	5.4
第18期 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	3.4
第19期 (平成19年10月16日～平成20年 4月15日)	23.6
第20期 (平成20年 4月16日～平成20年10月15日)	23.5
第21期 (平成20年10月16日～平成21年 4月15日)	11.8
第22期 (平成21年 4月16日～平成21年10月15日)	8.7
第23期 (平成21年10月16日～平成22年 4月15日)	11.1
第24期 (平成22年 4月16日～平成22年10月15日)	16.8
第25期 (平成22年10月16日～平成23年 4月15日)	2.7
第26期 (平成23年 4月16日～平成23年10月17日)	8.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2011年11月30日

基準価額・純資産の推移 (2001/11/30～2011/11/30)



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2011年10月	0円
2011年4月	0円
2010年10月	0円
2010年4月	0円
2009年10月	0円
設定来累計	400円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

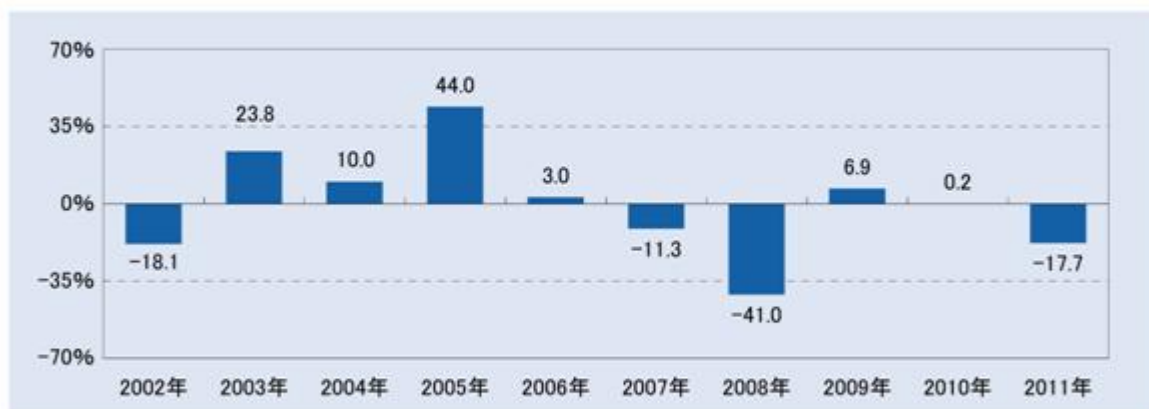
	銘柄	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.2
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
3	キヤノン	電気機器	2.1
4	本田技研工業	輸送用機器	2.0
5	日本電信電話	情報・通信業	1.6
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.5
7	ファナック	電気機器	1.3
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.2
9	武田薬品工業	医薬品	1.2
10	ソフトバンク	情報・通信業	1.1

業種別構成比（上位5業種）

業種	比率(%)
電気機器	13.8
輸送用機器	9.3
銀行業	9.1
情報・通信業	6.6
化学	5.9

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2 2011年は11月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第7期 (平成13年10月16日～平成14年4月15日)	1,641,757,333	996,629,459
第8期 (平成14年4月16日～平成14年10月15日)	1,168,927,193	257,565,527
第9期 (平成14年10月16日～平成15年4月15日)	614,133,115	358,354,310
第10期 (平成15年4月16日～平成15年10月15日)	1,645,326,966	733,812,650
第11期 (平成15年10月16日～平成16年4月15日)	1,373,401,362	2,586,867,987
第12期 (平成16年4月16日～平成16年10月15日)	510,123,666	500,073,953
第13期 (平成16年10月16日～平成17年4月15日)	272,531,433	782,232,992
第14期 (平成17年4月16日～平成17年10月17日)	206,262,640	1,444,269,659
第15期 (平成17年10月18日～平成18年4月17日)	12,195,013,540	2,486,945,900
第16期 (平成18年4月18日～平成18年10月16日)	276,115,151	6,062,019,122
第17期 (平成18年10月17日～平成19年4月16日)	288,818,615	4,307,277,293
第18期 (平成19年4月17日～平成19年10月15日)	179,750,041	2,830,828,275
第19期 (平成19年10月16日～平成20年4月15日)	71,867,102	230,983,836
第20期 (平成20年4月16日～平成20年10月15日)	79,803,005	186,329,860
第21期 (平成20年10月16日～平成21年4月15日)	99,651,925	80,718,474
第22期 (平成21年4月16日～平成21年10月15日)	65,088,889	106,654,615
第23期 (平成21年10月16日～平成22年4月15日)	54,438,921	304,603,784
第24期 (平成22年4月16日～平成22年10月15日)	48,922,569	103,384,288
第25期 (平成22年10月16日～平成23年4月15日)	46,023,071	206,959,258
第26期 (平成23年4月16日～平成23年10月17日)	42,594,680	125,874,207

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは、前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：日インデ）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月30日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または運用体制の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(八)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

<投資顧問契約>

3ヵ月以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了」または「 信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「 信託の終了（口）」または「 信託約款の変更（口）」に規定する公告または書面に付記します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- 3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（平成23年4月16日から平成23年10月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間 (平成23年4月15日現在)	第26期計算期間 (平成23年10月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,500,538	32,038,385
株式	2,135,909,769	1,913,716,482
派生商品評価勘定	1,601,015	1,002,131
未収配当金	24,152,400	19,150,900
未収利息	102	61
前払金	166,500	-
差入委託証拠金	5,727,000	1,176,000
流動資産合計	2,221,057,324	1,967,083,959
資産合計	2,221,057,324	1,967,083,959
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,361,587	-
前受金	-	226,950
未払解約金	9,804	633,945
未払受託者報酬	870,175	775,854
未払委託者報酬	8,453,068	7,536,804
その他未払費用	1,183,847	1,055,525
流動負債合計	12,878,481	10,229,078
負債合計	12,878,481	10,229,078
純資産の部		
元本等		
元本	2,938,319,411	2,855,039,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	730,140,568	898,185,003
（分配準備積立金）	536,212,469	526,040,896
元本等合計	2,208,178,843	1,956,854,881
純資産合計	2,208,178,843	1,956,854,881
負債純資産合計	2,221,057,324	1,967,083,959

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期計算期間 (自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日)	第26期計算期間 (自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日)
営業収益		
受取配当金	26,540,915	21,741,125
受取利息	15,234	12,626
有価証券売買等損益	43,315,634	201,248,660
派生商品取引等損益	3,953,416	1,582,846
その他収益	22,921	24,693
営業収益合計	73,848,120	181,053,062
営業費用		
受託者報酬	870,175	775,854
委託者報酬	8,453,068	7,536,804
その他費用	1,183,847	1,055,525
営業費用合計	10,507,090	9,368,183
営業利益又は営業損失()	63,341,030	190,421,245
経常利益又は経常損失()	63,341,030	190,421,245
当期純利益又は当期純損失()	63,341,030	190,421,245
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,480,426	2,711,116
期首剰余金又は期首欠損金()	831,682,363	730,140,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,829,116	31,540,976
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,829,116	31,540,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,147,925	11,875,282
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,147,925	11,875,282
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	730,140,568	898,185,003

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。

計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3)時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

平成23年10月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成23年10月17日としています。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25期計算期間 (平成23年4月15日現在)	第26期計算期間 (平成23年10月17日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,938,319,411口	2,855,039,884口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	730,140,568円	898,185,003円
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7515円 (7,515円)	0.6854円 (6,854円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

純資産総額に対して年率0.17%以内の額

2. 分配金の計算方法

項目	第25期計算期間 (自平成22年10月16日 至平成23年4月15日)	第26期計算期間 (自平成23年4月16日 至平成23年10月17日)
	金額(円)	金額(円)
費用控除後の配当等収益	22,257,223	12,389,371
収益調整金	1,325,841,512	1,295,894,648
分配準備積立金	513,955,246	513,651,525
分配対象収益 (1万口当たり分配対象収益)	1,862,053,981 (6,337)	1,821,935,544 (6,381)
分配金額 (1万口当たり分配金額)	- (-)	- (-)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。

当ファンドが行うデリバティブ取引については、有価証券の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 売買目的有価証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

(3) デリバティブ取引

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額（円）

種類	第25期計算期間 (平成23年4月15日現在)	第26期計算期間 (平成23年10月17日現在)
	株式	37,718,583
合計	37,718,583	200,056,858

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第25期計算期間(平成23年4月15日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	70,343,000	-	69,595,500	747,500
	合計	70,343,000	-	69,595,500	747,500

区分	種類	第26期計算期間(平成23年10月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	41,745,050	-	42,756,000	1,010,950

	合計	41,745,050	-	42,756,000	1,010,950
--	----	------------	---	------------	-----------

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第25期計算期間 (平成23年4月15日現在)	第26期計算期間 (平成23年10月17日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	3,099,255,598	2,938,319,411
期中追加設定元本額	46,023,071	42,594,680
期中一部解約元本額	206,959,258	125,874,207

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	1,000	177	177,000	
日本水産	2,700	268	723,600	
マルハニチロホールディングス	5,000	145	725,000	
サカタのタネ	500	1,173	586,500	
ホクト	200	1,732	346,400	
住石ホールディングス	500	71	35,500	
日鉄鉱業	1,000	321	321,000	
三井松島産業	1,000	141	141,000	
国際石油開発帝石	21	514,000	10,794,000	
日本海洋掘削	100	2,674	267,400	
石油資源開発	300	3,085	925,500	
ショーボンドホールディングス	200	1,814	362,800	
ミライト・ホールディングス	200	590	118,000	
間組	400	134	53,600	
東急建設	1,330	220	292,600	
コムシスホールディングス	1,000	776	776,000	
ミサワホーム	500	494	247,000	
高松コンストラクショングループ	300	1,264	379,200	
東建コーポレーション	100	3,030	303,000	
ヤマウラ	1,000	218	218,000	
大成建設	10,000	217	2,170,000	
大林組	6,000	382	2,292,000	
清水建設	6,000	345	2,070,000	
飛鳥建設	1,200	81	97,200	
長谷工コーポレーション	11,500	51	586,500	
鹿島建設	10,000	260	2,600,000	
不動テトラ	1,500	166	249,000	
鉄建建設	2,000	96	192,000	
安藤建設	1,000	105	105,000	
西松建設	3,000	134	402,000	
三井住友建設	1,400	55	77,000	
前田建設工業	2,000	286	572,000	
奥村組	2,000	316	632,000	
戸田建設	3,000	298	894,000	
熊谷組	3,000	72	216,000	
三井ホーム	1,000	399	399,000	
大東建託	800	7,230	5,784,000	
新日本建設	200	206	41,200	
日本道路	1,000	213	213,000	
東亜建設工業	2,000	143	286,000	
若築建設	1,000	126	126,000	
東洋建設	4,000	85	340,000	

五洋建設	3,000	250	750,000
住友林業	1,200	683	819,600
巴コーポレーション	200	270	54,000
バナホーム	1,000	557	557,000
大和ハウス工業	5,000	1,000	5,000,000
ライト工業	700	333	233,100
積水ハウス	6,000	708	4,248,000
ユアテック	1,000	393	393,000
中電工	400	936	374,400
関電工	1,000	342	342,000
きんでん	1,000	664	664,000
トーエネック	1,000	426	426,000
協和エクシオ	1,000	714	714,000
九電工	1,000	511	511,000
三機工業	1,000	415	415,000
日揮	2,000	2,068	4,136,000
中外炉工業	1,000	250	250,000
高砂熱学工業	1,000	645	645,000
大気社	400	1,725	690,000
ダイダン	1,000	541	541,000
日比谷総合設備	200	790	158,000
東洋エンジニアリング	1,000	263	263,000
千代田化工建設	1,000	870	870,000
新興プランテック	400	698	279,200
日本製粉	1,000	377	377,000
日清製粉グループ本社	2,000	999	1,998,000
昭和産業	2,000	241	482,000
日本甜菜製糖	1,000	164	164,000
三井製糖	1,000	327	327,000
森永製菓	1,000	190	190,000
江崎グリコ	1,000	963	963,000
山崎製パン	1,000	1,095	1,095,000
森永乳業	2,000	345	690,000
ヤクルト本社	1,100	2,232	2,455,200
明治ホールディングス	600	3,580	2,148,000
雪印メグミルク	500	1,506	753,000
日本ハム	1,000	967	967,000
伊藤ハム	1,000	274	274,000
丸大食品	1,000	270	270,000
米久	500	653	326,500
サッポロホールディングス	3,000	290	870,000
アサヒグループホールディングス	3,900	1,630	6,357,000
キリンホールディングス	8,000	1,006	8,048,000
宝ホールディングス	2,000	465	930,000
オエノンホールディングス	1,000	181	181,000
三国コカ・コーラボトリング	600	683	409,800
コカ・コーラウエスト	500	1,454	727,000
コカ・コーラ セントラル ジャパン	400	1,078	431,200
ダイドードリンコ	100	3,000	300,000
伊藤園	700	1,376	963,200
キーコーヒー	300	1,484	445,200
日清オイリオグループ	1,000	358	358,000
不二製油	600	1,136	681,600
J - オイルミルズ	1,000	235	235,000
キッコーマン	2,000	881	1,762,000
味の素	6,000	889	5,334,000
キューピー	1,200	1,109	1,330,800
ハウス食品	900	1,442	1,297,800
カゴメ	900	1,488	1,339,200
アリアケジャパン	300	1,428	428,400
ニチレイ	3,000	360	1,080,000
東洋水産	1,000	2,108	2,108,000
日清食品ホールディングス	700	3,080	2,156,000
日本たばこ産業	44	380,500	16,742,000
なとり	500	844	422,000
片倉工業	500	810	405,000
ゲンゼ	2,000	246	492,000
東洋紡績	8,000	111	888,000

ユニチカ	8,000	46	368,000
富士紡ホールディングス	1,000	154	154,000
日清紡ホールディングス	1,000	696	696,000
倉敷紡績	3,000	156	468,000
シキボウ	1,000	90	90,000
日本毛織	1,000	647	647,000
ダイドーリミテッド	500	800	400,000
帝人	8,000	279	2,232,000
東レ	15,000	573	8,595,000
アツギ	1,000	90	90,000
セーレン	900	496	446,400
ワコールホールディングス	1,000	934	934,000
ホギメディカル	100	3,380	338,000
レナウン	700	155	108,500
T S Iホールディングス	1,100	396	435,600
三陽商会	1,000	182	182,000
オンワードホールディングス	1,000	582	582,000
ゴールドウイン	1,000	247	247,000
デサント	1,000	456	456,000
特種東海製紙	2,000	158	316,000
王子製紙	9,000	406	3,654,000
三菱製紙	5,000	76	380,000
北越紀州製紙	1,500	519	778,500
大王製紙	1,000	651	651,000
日本製紙グループ本社	900	1,837	1,653,300
レンゴー	1,000	549	549,000
ザ・バック	100	1,206	120,600
クラレ	3,000	1,101	3,303,000
旭化成	11,000	482	5,302,000
コープケミカル	1,000	99	99,000
昭和電工	12,000	150	1,800,000
住友化学	14,000	300	4,200,000
日本化成	1,000	152	152,000
住友精化	1,000	358	358,000
日産化学工業	1,500	811	1,216,500
ラサ工業	1,000	129	129,000
クレハ	1,000	323	323,000
石原産業	5,000	96	480,000
日本曹達	1,000	357	357,000
東ソー	5,000	264	1,320,000
トクヤマ	3,000	288	864,000
セントラル硝子	2,000	382	764,000
東亜合成	2,000	381	762,000
電気化学工業	4,000	293	1,172,000
信越化学工業	3,300	4,065	13,414,500
日本カーバイド工業	1,000	116	116,000
堺化学工業	1,000	335	335,000
エア・ウォーター	1,000	1,004	1,004,000
大陽日酸	2,000	550	1,100,000
日本化学工業	1,000	142	142,000
四国化成工業	1,000	453	453,000
ステラ ケミファ	100	2,154	215,400
日本触媒	1,000	887	887,000
大日精化工業	1,000	378	378,000
カネカ	2,000	435	870,000
三菱瓦斯化学	3,000	501	1,503,000
三井化学	9,000	263	2,367,000
J S R	1,700	1,453	2,470,100
東京応化工業	500	1,577	788,500
三菱ケミカルホールディングス	11,500	507	5,830,500
日本合成化学工業	1,000	409	409,000
ダイセル	2,000	445	890,000
住友ベークライト	2,000	446	892,000
積水化学工業	4,000	654	2,616,000
日本ゼオン	2,000	723	1,446,000
アイカ工業	400	1,080	432,000
宇部興産	8,000	249	1,992,000
旭有機材工業	2,000	206	412,000

日立化成工業	900	1,391	1,251,900
大倉工業	1,000	287	287,000
日本化薬	1,000	799	799,000
日本精化	100	521	52,100
A D E K A	800	803	642,400
日油	2,000	400	800,000
花王	5,200	2,177	11,320,400
三洋化成工業	1,000	565	565,000
大日本塗料	3,000	80	240,000
日本ペイント	2,000	581	1,162,000
関西ペイント	2,000	723	1,446,000
中国塗料	1,000	552	552,000
藤倉化成	900	396	356,400
太陽ホールディングス	200	2,092	418,400
D I C	7,000	149	1,043,000
東洋インキS Cホールディングス	2,000	309	618,000
富士フィルムホールディングス	4,200	1,873	7,866,600
資生堂	3,200	1,474	4,716,800
ライオン	2,000	466	932,000
高砂香料工業	1,000	390	390,000
マンダム	200	2,242	448,400
ミルボン	100	2,423	242,300
ファンケル	500	1,134	567,000
コーセー	300	1,940	582,000
ドクターシーラボ	1	475,500	475,500
ポーラ・オルビスホールディングス	100	2,175	217,500
長谷川香料	400	1,299	519,600
小林製薬	300	3,975	1,192,500
荒川化学工業	100	696	69,600
メック	100	290	29,000
日本高純度化学	1	201,900	201,900
アース製薬	100	2,877	287,700
大成ラミック	200	2,405	481,000
アキレス	4,000	113	452,000
有沢製作所	500	360	180,000
日東電工	1,600	3,495	5,592,000
きもと	100	592	59,200
藤森工業	100	1,319	131,900
前澤化成工業	300	848	254,400
エフビコ	100	5,170	517,000
信越ポリマー	700	397	277,900
ニフコ	400	2,040	816,000
日本バルカー工業	1,000	201	201,000
ユニ・チャーム	1,100	3,585	3,943,500
協和発酵キリン	2,000	875	1,750,000
武田薬品工業	7,400	3,620	26,788,000
アステラス製薬	4,400	2,901	12,764,400
大日本住友製薬	1,600	861	1,377,600
塩野義製薬	3,000	1,110	3,330,000
田辺三菱製薬	1,800	1,383	2,489,400
中外製薬	1,900	1,243	2,361,700
科研製薬	1,000	996	996,000
エーザイ	2,500	3,110	7,775,000
ロート製薬	1,000	902	902,000
小野薬品工業	1,000	4,305	4,305,000
久光製薬	600	3,375	2,025,000
持田製薬	1,000	808	808,000
参天製薬	600	3,155	1,893,000
ツムラ	600	2,233	1,339,800
日医工	200	1,929	385,800
キッセイ薬品工業	400	1,537	614,800
生化学工業	600	874	524,400
栄研化学	200	968	193,600
鳥居薬品	300	1,517	455,100
東和薬品	100	3,625	362,500
沢井製薬	100	7,510	751,000
第一三共	6,700	1,618	10,840,600
大塚ホールディングス	4,300	2,050	8,815,000

大正製薬ホールディングス	300	6,120	1,836,000
日本コークス工業	1,500	110	165,000
昭和シェル石油	1,700	584	992,800
コスモ石油	6,000	206	1,236,000
東燃ゼネラル石油	3,000	897	2,691,000
ビービー・カストロール	200	330	66,000
AOCホールディングス	700	460	322,000
出光興産	200	7,660	1,532,000
JXホールディングス	21,700	469	10,177,300
横浜ゴム	2,000	446	892,000
東洋ゴム工業	2,000	196	392,000
ブリヂストン	6,100	1,792	10,931,200
住友ゴム工業	1,400	986	1,380,400
オカモト	1,000	331	331,000
ニッタ	200	1,429	285,800
東海ゴム工業	300	1,027	308,100
三ツ星ベルト	1,000	416	416,000
日東紡績	2,000	243	486,000
旭硝子	10,000	762	7,620,000
日本板硝子	9,000	175	1,575,000
日本電気硝子	4,000	800	3,200,000
住友大阪セメント	4,000	244	976,000
太平洋セメント	9,000	147	1,323,000
東海カーボン	2,000	394	788,000
日本カーボン	1,000	245	245,000
東洋炭素	100	3,725	372,500
ノリタケカンパニーリミテド	1,000	252	252,000
TOTO	3,000	661	1,983,000
日本碍子	2,000	1,164	2,328,000
日本特殊陶業	2,000	1,059	2,118,000
フジインコーポレーテッド	200	955	191,000
ニチアス	1,000	421	421,000
ニチハ	400	871	348,400
新日本製鐵	51,000	226	11,526,000
住友金属工業	36,000	162	5,832,000
神戸製鋼所	27,000	136	3,672,000
日新製鋼	8,000	133	1,064,000
中山製鋼所	2,000	84	168,000
合同製鐵	2,000	187	374,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	4,600	1,517	6,978,200
東京製鐵	1,100	683	751,300
共英製鋼	200	1,389	277,800
大和工業	500	2,154	1,077,000
東京製鋼	1,000	217	217,000
大阪製鐵	300	1,268	380,400
淀川製鋼所	2,000	325	650,000
丸一鋼管	600	1,803	1,081,800
モリ工業	1,000	286	286,000
大同特殊鋼	3,000	480	1,440,000
日本金属工業	2,000	80	160,000
日本冶金工業	1,000	137	137,000
山陽特殊製鋼	1,000	444	444,000
愛知製鋼	1,000	449	449,000
日立金属	1,000	941	941,000
大平洋金属	1,000	460	460,000
日本電工	1,000	439	439,000
栗本鐵工所	2,000	127	254,000
旭テック	2,000	24	48,000
日本鑄鉄管	1,000	178	178,000
三菱製鋼	2,000	221	442,000
日本軽金属	6,000	124	744,000
三井金属鉱業	6,000	212	1,272,000
東邦亜鉛	1,000	325	325,000
三菱マテリアル	12,000	212	2,544,000
住友金属鉱山	5,000	1,081	5,405,000
DOWAホールディングス	2,000	452	904,000
古河機械金属	6,000	75	450,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	3,865	773,000

東邦チタニウム	400	1,499	599,600
住友軽金属工業	6,000	70	420,000
古河電気工業	6,000	209	1,254,000
住友電気工業	6,900	871	6,009,900
フジクラ	3,000	255	765,000
昭和電線ホールディングス	2,000	76	152,000
日立電線	2,000	203	406,000
リョービ	1,000	336	336,000
アサヒホールディングス	400	1,621	648,400
稲葉製作所	400	909	363,600
三協・立山ホールディングス	4,000	102	408,000
トーカロ	200	1,566	313,200
アルファC o	300	892	267,600
SUMCO	1,200	782	938,400
東洋製罐	1,400	1,212	1,696,800
駒井ハルテック	1,000	203	203,000
三和ホールディングス	2,000	237	474,000
住生活グループ	2,400	1,646	3,950,400
ノーリツ	500	1,600	800,000
長府製作所	200	2,074	414,800
リンナイ	300	6,050	1,815,000
岡部	300	374	112,200
東プレ	500	729	364,500
高周波熱錬	700	621	434,700
東京製綱	2,000	182	364,000
日本発條	1,000	685	685,000
中央発條	1,000	285	285,000
三益半導体工業	200	674	134,800
日本製鋼所	3,000	510	1,530,000
三浦工業	400	2,216	886,400
タクマ	1,000	383	383,000
ツガミ	1,000	351	351,000
オークマ	1,000	547	547,000
東芝機械	1,000	373	373,000
アマダ	3,000	531	1,593,000
アイダエンジニアリング	1,000	382	382,000
牧野フライス製作所	1,000	523	523,000
オーエスジー	800	1,012	809,600
森精機製作所	1,000	730	730,000
ディスコ	200	4,210	842,000
日東工器	200	1,776	355,200
津田駒工業	1,000	148	148,000
島精機製作所	300	1,450	435,000
ナプテスコ	700	1,666	1,166,200
三井海洋開発	200	1,335	267,000
S M C	600	12,060	7,236,000
新川	200	437	87,400
ユニオンツール	200	1,408	281,600
オイレス工業	200	1,497	299,400
サトーホールディングス	400	1,049	419,600
小松製作所	9,400	1,783	16,760,200
住友重機械工業	5,000	438	2,190,000
日立建機	900	1,428	1,285,200
井関農機	2,000	181	362,000
T O W A	200	361	72,200
北川鉄工所	2,000	119	238,000
クボタ	8,000	618	4,944,000
東京機械製作所	1,000	52	52,000
新東工業	600	764	458,400
アイチ コーポレーション	700	330	231,000
小森コーポレーション	500	529	264,500
住友精密工業	1,000	518	518,000
荏原製作所	3,000	328	984,000
西島製作所	100	1,113	111,300
ダイキン工業	2,000	2,264	4,528,000
トーヨーカネツ	1,000	152	152,000
栗田工業	1,100	2,188	2,406,800
椿本チエイン	1,000	408	408,000

木村化工機	200	321	64,200
ダイフク	1,000	437	437,000
タダノ	1,000	502	502,000
シーケーディ	800	509	407,200
平和	500	1,389	694,500
理想科学工業	100	1,372	137,200
SANKYO	500	4,180	2,090,000
日本金銭機械	500	673	336,500
マースエンジニアリング	100	1,309	130,900
アマノ	700	676	473,200
JUKI	1,000	172	172,000
サンデン	1,000	284	284,000
蛇の目マシン工業	5,000	57	285,000
グローリー	600	1,732	1,039,200
セガサミーホールディングス	1,900	1,745	3,315,500
日本ビストンリング	1,000	157	157,000
リケン	1,000	308	308,000
TPR	200	919	183,800
ホシザキ電機	400	1,795	718,000
日本精工	4,000	582	2,328,000
NTN	4,000	365	1,460,000
ジェイテクト	2,000	916	1,832,000
不二越	2,000	422	844,000
日本トムソン	1,000	478	478,000
THK	1,300	1,470	1,911,000
ユーシン精機	100	1,478	147,800
前澤工業	600	185	111,000
キッツ	1,000	381	381,000
日立工機	600	611	366,600
マキタ	1,200	2,963	3,555,600
日立造船	8,500	112	952,000
三菱重工業	31,000	333	10,323,000
IHI	13,000	182	2,366,000
イビデン	1,200	1,867	2,240,400
コニカミノルタホールディングス	5,000	564	2,820,000
ブラザー工業	2,400	995	2,388,000
ミネベア	3,000	278	834,000
日立製作所	42,000	409	17,178,000
東芝	37,000	350	12,950,000
三菱電機	19,000	720	13,680,000
富士電機	6,000	215	1,290,000
安川電機	2,000	627	1,254,000
シンフォニアテクノロジー	1,000	208	208,000
明電舎	2,000	299	598,000
デンヨー	100	1,020	102,000
東芝テック	1,000	295	295,000
芝浦メカトロニクス	1,000	231	231,000
マブチモーター	300	3,660	1,098,000
日本電産	900	6,160	5,544,000
高岳製作所	1,000	212	212,000
ダイヘン	1,000	306	306,000
JVCケンウッド	1,000	281	281,000
オムロン	2,200	1,727	3,799,400
日東工業	400	968	387,200
IDEC	400	826	330,400
エルピーダメモリ	1,600	532	851,200
ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	404	1,212,000
メルコホールディングス	100	2,261	226,100
日本電気	24,000	173	4,152,000
富士通	18,000	417	7,506,000
沖電気工業	9,000	69	621,000
電気興業	1,000	288	288,000
サンケン電気	1,000	301	301,000
ルネサスエレクトロニクス	300	555	166,500
セイコーエプソン	1,300	981	1,275,300
ワコム	5	93,300	466,500
アルバック	400	1,113	445,200
ナナオ	200	1,599	319,800

日本信号	800	590	472,000
パナソニック	21,600	763	16,480,800
シャープ	8,000	702	5,616,000
アンリツ	1,000	879	879,000
ソニー	10,400	1,607	16,712,800
T D K	1,000	2,924	2,924,000
ミツミ電機	700	606	424,200
タムラ製作所	1,000	202	202,000
アルプス電気	1,500	646	969,000
バイオニア	2,400	323	775,200
日本電波工業	200	904	180,800
ローランド ディー . ジー .	100	812	81,200
山水電気	10,000	3	30,000
フォスター電機	200	1,124	224,800

[次へ](#)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
SMK	1,000	282	282,000	
東光	1,000	162	162,000	
ホシデン	600	571	342,600	
ヒロセ電機	300	7,690	2,307,000	
ユニデン	1,000	278	278,000	
アルパイン	500	973	486,500	
アイコム	100	1,968	196,800	
船井電機	200	1,625	325,000	
横河電機	1,900	712	1,352,800	
新電元工業	1,000	338	338,000	
山武	600	1,633	979,800	
日本光電工業	400	1,872	748,800	
堀場製作所	400	2,529	1,011,600	
アドバンテスト	1,200	903	1,083,600	
エスペック	100	516	51,600	
キーエンス	400	20,630	8,252,000	
日置電機	100	1,436	143,600	
シスメックス	600	2,577	1,546,200	
メガチップス	200	1,117	223,400	
OBARA GROUP	100	995	99,500	
日本電産コパル電子	100	541	54,100	
コーセル	400	1,099	439,600	
オプテックス	100	998	99,800	
千代田インテグレ	100	1,023	102,300	
スタンレー電気	1,300	1,133	1,472,900	
岩崎電気	1,000	181	181,000	
ウシオ電機	1,200	1,180	1,416,000	
日本デジタル研究所	400	781	312,400	
図研	300	584	175,200	
日本電子	1,000	220	220,000	
カシオ計算機	1,500	452	678,000	
ファナック	2,000	12,040	24,080,000	
日本シイエムケイ	500	306	153,000	
エンプラス	200	1,567	313,400	
ローム	900	4,155	3,739,500	
浜松ホトニクス	800	3,155	2,524,000	
三井ハイテック	400	381	152,400	
新光電気工業	600	621	372,600	
京セラ	1,600	7,120	11,392,000	
太陽誘電	1,000	628	628,000	
村田製作所	2,000	4,580	9,160,000	
ユーシン	200	640	128,000	
双葉電子工業	400	1,557	622,800	
北陸電気工業	1,000	117	117,000	
ニチコン	600	996	597,600	
日本ケミコン	1,000	291	291,000	
KOA	400	809	323,600	
小糸製作所	1,000	1,185	1,185,000	
スター精密	500	783	391,500	
大日本スクリーン製造	2,000	580	1,160,000	
キヤノン電子	200	2,085	417,000	
キヤノン	11,600	3,470	40,252,000	
リコー	6,000	695	4,170,000	
東京エレクトロン	1,500	4,065	6,097,500	
トヨタ紡織	700	1,016	711,200	
ユニプレス	300	2,172	651,600	
豊田自動織機	1,700	2,253	3,830,100	
デンソー	4,100	2,433	9,975,300	
東海理化電機製作所	500	1,376	688,000	
三井造船	8,000	127	1,016,000	
佐世保重工業	1,000	123	123,000	
川崎重工業	15,000	213	3,195,000	
日本車輛製造	1,000	324	324,000	
日産自動車	23,800	728	17,326,400	
いすゞ自動車	11,000	322	3,542,000	

トヨタ自動車	24,000	2,629	63,096,000
日野自動車	2,000	469	938,000
三菱自動車工業	39,000	105	4,095,000
武蔵精密工業	200	1,840	368,000
トヨタ車体	400	1,176	470,400
日産車体	1,000	696	696,000
関東自動車工業	500	653	326,500
新明和工業	1,000	281	281,000
極東開発工業	100	428	42,800
日信工業	400	1,145	458,000
トピー工業	2,000	184	368,000
ティラド	1,000	281	281,000
曙ブレーキ工業	800	379	303,200
タチエス	200	1,439	287,800
NOK	1,000	1,401	1,401,000
フタバ産業	600	601	360,600
カヤバ工業	1,000	447	447,000
プレス工業	1,000	360	360,000
カルソニックカンセイ	1,000	477	477,000
ケーヒン	400	1,205	482,000
アイシン精機	1,600	2,580	4,128,000
マツダ	15,000	167	2,505,000
ダイハツ工業	2,000	1,421	2,842,000
今仙電機製作所	100	994	99,400
本田技研工業	15,700	2,329	36,565,300
スズキ	3,800	1,679	6,380,200
富士重工業	6,000	485	2,910,000
ヤマハ発動機	2,900	1,118	3,242,200
ショーワ	600	472	283,200
エクセディ	300	2,926	877,800
豊田合成	600	1,405	843,000
愛三工業	400	723	289,200
エフ・シー・シー	300	1,600	480,000
シマノ	700	4,050	2,835,000
タカタ	300	1,855	556,500
テイ・エス テック	300	1,177	353,100
テルモ	1,500	4,095	6,142,500
日機装	1,000	653	653,000
島津製作所	2,000	645	1,290,000
東京精密	400	1,459	583,600
ニコン	3,300	1,746	5,761,800
トプコン	700	385	269,500
オリンパス	2,300	1,555	3,576,500
タムロン	200	2,237	447,400
HOYA	4,300	1,822	7,834,600
ノーリツ鋼機	500	368	184,000
エー・アンド・デイ	100	285	28,500
日本電産コパル	300	868	260,400
シチズンホールディングス	2,500	406	1,015,000
セイコーホールディングス	1,000	192	192,000
ニプロ	400	702	280,800
パラマウントベッドホールディングス	100	2,158	215,800
バンダイナムコホールディングス	2,100	1,069	2,244,900
フランスベッドホールディングス	2,000	114	228,000
パイロットコーポレーション	1	157,300	157,300
トッパン・フォームズ	600	619	371,400
フジシールインターナショナル	300	1,460	438,000
タカラトミー	900	592	532,800
アーク	1,100	76	83,600
プロネクサス	100	389	38,900
ウッドワン	1,000	303	303,000
凸版印刷	5,000	595	2,975,000
大日本印刷	6,000	828	4,968,000
日本写真印刷	300	944	283,200
アシックス	1,800	1,015	1,827,000
ツツミ	100	1,923	192,300
ローランド	400	658	263,200
ヤマハ	1,300	792	1,029,600

クリナップ	400	473	189,200
ビジョン	100	2,895	289,500
リンテック	500	1,599	799,500
イトーキ	200	171	34,200
任天堂	1,100	12,150	13,365,000
タカラスタンダード	1,000	624	624,000
コクヨ	1,300	621	807,300
岡村製作所	1,000	554	554,000
美津濃	1,000	383	383,000
アデランス	400	771	308,400
東京電力	13,600	218	2,964,800
中部電力	5,700	1,440	8,208,000
関西電力	7,600	1,173	8,914,800
中国電力	2,600	1,228	3,192,800
北陸電力	1,800	1,293	2,327,400
東北電力	4,500	955	4,297,500
四国電力	1,900	2,014	3,826,600
九州電力	4,000	1,073	4,292,000
北海道電力	1,600	1,036	1,657,600
沖縄電力	100	3,195	319,500
電源開発	1,200	2,000	2,400,000
東京瓦斯	24,000	351	8,424,000
大阪瓦斯	18,000	308	5,544,000
東邦瓦斯	5,000	485	2,425,000
北海道瓦斯	2,000	266	532,000
西部瓦斯	3,000	202	606,000
静岡瓦斯	500	494	247,000
東武鉄道	8,000	368	2,944,000
相鉄ホールディングス	3,000	249	747,000
東京急行電鉄	10,000	370	3,700,000
京浜急行電鉄	5,000	695	3,475,000
小田急電鉄	6,000	724	4,344,000
京王電鉄	5,000	531	2,655,000
京成電鉄	3,000	522	1,566,000
富士急行	1,000	457	457,000
東日本旅客鉄道	3,200	4,640	14,848,000
西日本旅客鉄道	1,800	3,315	5,967,000
東海旅客鉄道	16	649,000	10,384,000
西日本鉄道	3,000	356	1,068,000
近畿日本鉄道	16,000	282	4,512,000
阪急阪神ホールディングス	13,000	331	4,303,000
南海電気鉄道	4,000	325	1,300,000
京阪電気鉄道	3,000	363	1,089,000
名古屋鉄道	7,000	217	1,519,000
日本通運	7,000	317	2,219,000
ヤマトホールディングス	4,000	1,402	5,608,000
山九	2,000	330	660,000
センコー	1,000	290	290,000
日本石油輸送	1,000	187	187,000
福山通運	1,000	420	420,000
セイノーホールディングス	1,000	605	605,000
神奈川中央交通	1,000	430	430,000
日立物流	500	1,381	690,500
日本郵船	16,000	208	3,328,000
商船三井	9,000	313	2,817,000
川崎汽船	5,000	159	795,000
N S ユナイテッド海運	1,000	124	124,000
乾汽船	200	322	64,400
飯野海運	1,000	406	406,000
第一中央汽船	2,000	114	228,000
全日本空輸	25,000	237	5,925,000
日新	2,000	190	380,000
三菱倉庫	1,000	882	882,000
三井倉庫	1,000	287	287,000
住友倉庫	2,000	356	712,000
東陽倉庫	1,000	170	170,000
日本トランスシティ	1,000	235	235,000
上組	2,000	686	1,372,000

キユーソー流通システム	500	878	439,000
郵船ロジスティクス	300	973	291,900
近鉄エクスプレス	200	2,375	475,000
東海運	100	191	19,100
NEC ネットエスアイ	400	1,244	497,600
新日鉄ソリューションズ	200	1,801	360,200
ITホールディングス	700	836	585,200
グリー	700	2,524	1,766,800
コーエーテクモホールディングス	500	703	351,500
ドワンゴ	1	143,600	143,600
マクミル	200	946	189,200
ティーガイア	2	159,200	318,400
ザッパラス	2	79,000	158,000
インターネットイニシアティブ	1	311,000	311,000
ソネットエンタテインメント	1	337,500	337,500
SRAホールディングス	100	755	75,500
パナソニック電工インフォメーションシステムズ	100	2,061	206,100
フェイス	3	8,440	25,320
野村総合研究所	1,100	1,813	1,994,300
シンプレクス・ホールディングス	2	25,560	51,120
フジ・メディア・ホールディングス	18	113,800	2,048,400
オービック	70	14,640	1,024,800
ヤフー	137	25,150	3,445,550
トレンドマイクロ	800	2,545	2,036,000
日本オラクル	300	2,775	832,500
フューチャーアーキテクト	1	33,150	33,150
シーエーシー	100	598	59,800
オービックビジネスコンサルタント	50	4,130	206,500
伊藤忠テクノソリューションズ	300	3,490	1,047,000
アイティフォー	100	260	26,000
大塚商会	100	5,390	539,000
サイボウズ	1	17,080	17,080
ネットワンシステムズ	5	207,500	1,037,500
エイベックス・グループ・ホールディングス	400	916	366,400
日本ユニシス	500	454	227,000
兼松エレクトロニクス	100	800	80,000
東京放送ホールディングス	1,000	941	941,000
日本テレビ放送網	160	11,300	1,808,000
テレビ朝日	6	125,400	752,400
スカパーJ S A Tホールディングス	19	41,850	795,150
テレビ東京ホールディングス	100	1,116	111,600
イー・アクセス	12	19,610	235,320
NEC モバイルリング	100	2,772	277,200
日本電信電話	6,900	3,875	26,737,500
KDDI	29	583,000	16,907,000
光通信	300	1,715	514,500
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	152	139,700	21,234,400
GMOインターネット	600	340	204,000
学研ホールディングス	2,000	153	306,000
ゼンリン	300	720	216,000
昭文社	400	577	230,800
角川グループホールディングス	200	2,551	510,200
インプレスホールディングス	300	87	26,100
松竹	1,000	692	692,000
東宝	1,100	1,331	1,464,100
東映	1,000	371	371,000
エヌ・ティ・ティ・データ	13	261,100	3,394,300
DTS	200	958	191,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	1,367	820,200
カプコン	500	2,028	1,014,000
SCSK	492	1,198	589,416
アイネス	500	486	243,000
TKC	300	1,516	454,800
富士ソフト	300	1,201	360,300
NSD	600	655	393,000
コナミ	900	2,655	2,389,500
JBCホールディングス	100	525	52,500

ソフトバンク	8,300	2,550	21,165,000
伊藤忠食品	100	2,838	283,800
双日	11,900	141	1,677,900
アルフレッサ ホールディングス	500	3,045	1,522,500
横浜冷凍	900	596	536,400
あい ホールディングス	400	327	130,800
ダイワボウホールディングス	2,000	177	354,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	618	61,800
TOKAIホールディングス	500	403	201,500
JFE商事ホールディングス	1,000	340	340,000
シップヘルスケアホールディングス	200	1,758	351,600
小野建	100	666	66,600
伯東	200	702	140,400
ナガイレーベン	400	1,142	456,800
三菱食品	200	1,807	361,400
松田産業	100	1,180	118,000
メディカルホールディングス	1,600	760	1,216,000
アドヴァン	500	709	354,500
アズワン	200	1,555	311,000
ドウシシャ	200	2,037	407,400
黒田電気	400	866	346,400
丸文	300	310	93,000
ハピネット	300	1,222	366,600
エクセル	400	750	300,000
ガリバーインターナショナル	60	3,240	194,400
シークス	100	988	98,800
マクニカ	200	1,647	329,400
伊藤忠商事	12,800	789	10,099,200
丸紅	16,000	445	7,120,000
F & A アクアホールディングス	200	794	158,800
長瀬産業	1,000	936	936,000
蝶理	3,000	87	261,000
豊田通商	2,000	1,314	2,628,000
三共生興	1,100	257	282,700
兼松	6,000	69	414,000
三井物産	15,900	1,152	18,316,800
日本紙パルプ商事	2,000	274	548,000
日立ハイテクノロジーズ	500	1,622	811,000
山善	1,000	572	572,000
住友商事	10,100	989	9,988,900
内田洋行	1,000	198	198,000
三菱商事	14,300	1,615	23,094,500
キヤノンマーケティングジャパン	600	962	577,200
西華産業	2,000	210	420,000
佐藤商事	100	455	45,500
菱洋エレクトロ	400	731	292,400
ユアサ商事	3,000	113	339,000
阪和興業	2,000	342	684,000
岩谷産業	2,000	275	550,000
すてきナイスグループ	1,000	157	157,000
三愛石油	1,000	348	348,000
稲畑産業	1,000	431	431,000
東邦ホールディングス	500	950	475,000
サンゲツ	300	2,044	613,200
ミツウロコグループホールディングス	400	476	190,400
シナネン	1,000	347	347,000
伊藤忠エネクス	1,000	438	438,000
サンリオ	500	3,655	1,827,500
リョーサン	300	1,657	497,100
新光商事	200	611	122,200
トーホー	1,000	315	315,000
三信電気	300	666	199,800
東陽テクニカ	500	837	418,500
モスフードサービス	300	1,506	451,800
加賀電子	400	789	315,600
ヤマタネ	1,000	122	122,000
トラスコ中山	400	1,417	566,800
オートバックスセブン	200	3,585	717,000

加藤産業	300	1,742	522,600
イエローハット	200	1,062	212,400
富士エレクトロニクス	200	1,060	212,000
因幡電機産業	300	2,305	691,500
住金物産	1,000	170	170,000
ミスミグループ本社	700	1,634	1,143,800
スズケン	700	1,906	1,334,200
ローソン	600	4,390	2,634,000
サンエー	100	3,075	307,500
カワチ薬品	200	1,478	295,600
エービーシー・マート	200	2,941	588,200
アスクル	200	1,113	222,600
ゲオ	4	76,200	304,800
ポイント	190	3,435	652,650
バル	50	2,715	135,750
エディオン	900	598	538,200
バルス	1	98,500	98,500
ハニーズ	220	1,220	268,400
アルペン	100	1,380	138,000
ビックカメラ	3	40,800	122,400
D C Mホールディングス	1,200	651	781,200
J . フロント リテイリング	4,000	359	1,436,000
ドトール・日レスホールディングス	400	947	378,800
マツモトキヨシホールディングス	400	1,497	598,800
ココカラファイン	100	2,006	200,600
三越伊勢丹ホールディングス	3,500	783	2,740,500
丸善 C H Iホールディングス	100	228	22,800
ブックオフコーポレーション	100	665	66,500
サークルKサンクス	400	1,333	533,200
日本調剤	20	2,879	57,580
コスモス薬品	100	3,835	383,500
セブン&アイ・ホールディングス	7,700	2,172	16,724,400
ツルハホールディングス	100	4,025	402,500
サンマルクホールディングス	100	2,968	296,800
カップ・クリエイト	200	1,675	335,000
ライトオン	300	490	147,000
良品計画	200	3,850	770,000
三城ホールディングス	300	663	198,900
コナカ	500	287	143,500
コジマ	400	528	211,200
コーナン商事	300	1,346	403,800
ワタミ	400	1,831	732,400
ドン・キホーテ	300	2,905	871,500
メガネトップ	300	769	230,700
西松屋チェーン	600	601	360,600
ゼンショーホールディングス	700	997	697,900
サイゼリヤ	300	1,325	397,500
ユナイテッドアローズ	200	1,465	293,000
ハイデイ日高	300	1,227	368,100
コロワイド	500	498	249,000
スギホールディングス	300	2,092	627,600
ファミリーマート	600	3,055	1,833,000
木曽路	100	1,432	143,200
千趣会	200	560	112,000
ケーヨー	300	465	139,500
日本瓦斯	200	1,293	258,600
ベスト電器	1,000	234	234,000
マルエツ	1,000	270	270,000
ロイヤルホールディングス	500	896	448,000
島忠	400	1,730	692,000
チヨダ	400	1,278	511,200
ライフコーポレーション	300	1,420	426,000
カスミ	1,000	502	502,000
A O K Iホールディングス	300	1,111	333,300
コメリ	300	2,471	741,300
青山商事	500	1,220	610,000
しまむら	200	7,800	1,560,000
高島屋	2,000	572	1,144,000

松屋	400	463	185,200
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	591	591,000
丸栄	1,000	81	81,000
ニッセンホールディングス	800	500	400,000
バルコ	700	592	414,400
丸井グループ	2,100	597	1,253,700
井筒屋	4,000	46	184,000
ダイエー	850	295	250,750
イオン	6,700	1,058	7,088,600
ユニー	1,700	691	1,174,700
イズミ	500	1,187	593,500
平和堂	400	973	389,200
フジ	300	1,810	543,000
ヤオコー	100	2,609	260,900
ゼビオ	200	1,949	389,800
ケーズホールディングス	300	2,985	895,500
アインファーマシーズ	100	3,415	341,500
ヤマダ電機	850	5,360	4,556,000
ニトリホールディングス	350	7,610	2,663,500
吉野家ホールディングス	7	100,000	700,000
ブレナス	400	1,213	485,200
ミニストップ	300	1,453	435,900
アークス	100	1,465	146,500
パロー	600	1,270	762,000
ファーストリテイリング	400	13,590	5,436,000
サンドラッグ	400	2,356	942,400
ベルーナ	550	643	353,650
新生銀行	11,000	90	990,000
あおぞら銀行	7,000	191	1,337,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	138,900	341	47,364,900
りそなホールディングス	11,100	340	3,774,000
三井住友トラスト・ホールディングス	35,000	260	9,100,000
三井住友フィナンシャルグループ	14,000	2,188	30,632,000
第四銀行	3,000	251	753,000
北越銀行	2,000	159	318,000
西日本シティ銀行	7,000	216	1,512,000
札幌北洋ホールディングス	2,900	240	696,000
千葉銀行	7,000	505	3,535,000
横浜銀行	12,000	369	4,428,000
常陽銀行	7,000	338	2,366,000
群馬銀行	4,000	417	1,668,000
武蔵野銀行	300	2,522	756,600
千葉興業銀行	500	444	222,000
筑波銀行	900	265	238,500
東京都民銀行	500	944	472,000
七十七銀行	3,000	309	927,000
青森銀行	2,000	238	476,000
秋田銀行	2,000	228	456,000
山形銀行	1,000	404	404,000
岩手銀行	100	3,650	365,000
東邦銀行	2,000	210	420,000
東北銀行	1,000	129	129,000
みちのく銀行	2,000	158	316,000
ふくおかフィナンシャルグループ	7,000	309	2,163,000
静岡銀行	5,000	773	3,865,000
十六銀行	3,000	238	714,000
スルガ銀行	2,000	680	1,360,000
八十二銀行	3,000	442	1,326,000
山梨中央銀行	1,000	317	317,000
大垣共立銀行	2,000	250	500,000
福井銀行	2,000	233	466,000
北國銀行	2,000	286	572,000
滋賀銀行	2,000	510	1,020,000
南都銀行	2,000	432	864,000
百五銀行	2,000	315	630,000
京都銀行	3,000	661	1,983,000
三重銀行	2,000	183	366,000
ほくほくフィナンシャルグループ	11,000	153	1,683,000

広島銀行	5,000	359	1,795,000
山陰合同銀行	1,000	553	553,000
中国銀行	1,000	1,069	1,069,000
伊予銀行	2,000	739	1,478,000
百十四銀行	2,000	318	636,000
四国銀行	2,000	293	586,000
阿波銀行	2,000	528	1,056,000
鹿児島銀行	1,000	525	525,000
大分銀行	1,000	228	228,000
宮崎銀行	2,000	172	344,000
肥後銀行	1,000	440	440,000
佐賀銀行	2,000	186	372,000
十八銀行	2,000	204	408,000
沖縄銀行	200	3,355	671,000
琉球銀行	600	996	597,600
八千代銀行	100	2,060	206,000
みずほフィナンシャルグループ	245,400	112	27,484,800
紀陽ホールディングス	8,000	115	920,000
山口フィナンシャルグループ	2,000	724	1,448,000
長野銀行	1,000	168	168,000
名古屋銀行	2,000	254	508,000
愛知銀行	100	4,320	432,000
第三銀行	2,000	170	340,000
中京銀行	1,000	202	202,000
東日本銀行	1,000	161	161,000
愛媛銀行	2,000	230	460,000
みなと銀行	3,000	142	426,000
京葉銀行	1,000	385	385,000
関西アーバン銀行	3,000	142	426,000
栃木銀行	1,000	277	277,000
東和銀行	3,000	95	285,000
福島銀行	1,000	40	40,000
トモニホールディングス	1,700	327	555,900
池田泉州ホールディングス	5,700	113	644,100
SBIホールディングス	195	6,950	1,355,250
日本アジア投資	1,000	64	64,000
ジャフコ	300	1,640	492,000
大和証券グループ本社	18,000	289	5,202,000
野村ホールディングス	38,500	301	11,588,500
岡三証券グループ	2,000	260	520,000
丸三証券	800	303	242,400
東洋証券	2,000	109	218,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	225	450,000
水戸証券	1,000	100	100,000
いちよし証券	600	445	267,000
松井証券	1,300	358	465,400
マネックスグループ	14	11,250	157,500
カブドットコム証券	800	217	173,600
極東証券	200	527	105,400
岩井コスモホールディングス	200	279	55,800
NKSJホールディングス	3,750	1,545	5,793,750
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	5,500	1,593	8,761,500
ソニーフィナンシャルホールディングス	1,800	1,232	2,217,600
第一生命保険	97	84,500	8,196,500
東京海上ホールディングス	7,000	1,893	13,251,000
T&Dホールディングス	6,800	783	5,324,400
クレディセゾン	1,300	1,569	2,039,700
芙蓉総合リース	200	2,791	558,200
興銀リース	300	1,777	533,100
東京センチュリーリース	500	1,557	778,500
日本証券金融	1,000	385	385,000
アイフル	1,450	111	160,950
ポケットカード	600	279	167,400
リコーリース	200	1,683	336,600
イオンクレジットサービス	1,000	1,278	1,278,000
アコム	340	1,508	512,720
プロミス	900	775	697,500

ジャックス	1,000	268	268,000
日立キャピタル	500	923	461,500
オリックス	980	6,710	6,575,800
三菱UFJリース	440	3,105	1,366,200
日本駐車場開発	31	3,555	110,205
昭栄	400	577	230,800
野村不動産ホールディングス	700	1,243	870,100
ビューリック	400	929	371,600
パーク24	1,000	961	961,000
三井不動産	9,000	1,330	11,970,000
三菱地所	13,000	1,368	17,784,000
平和不動産	1,500	168	252,000
東京建物	4,000	257	1,028,000
ダイビル	700	556	389,200
サンケイビル	500	334	167,000
東急不動産	4,000	308	1,232,000
住友不動産	4,000	1,635	6,540,000
東宝不動産	500	401	200,500
大京	2,000	134	268,000
テーオーシー	1,200	344	412,800
レオパレス21	1,400	208	291,200
フジ住宅	100	368	36,800
空港施設	1,000	314	314,000
明和地所	300	363	108,900
住友不動産販売	90	3,350	301,500
ゴールドクレスト	160	1,483	237,280
東栄住宅	200	797	159,400
東急リバブル	100	696	69,600
飯田産業	200	675	135,000
アーネストワン	400	797	318,800
イオンモール	800	1,866	1,492,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	14	57,500	805,000
サンフロンティア不動産	1	8,300	8,300
ランドビジネス	1	17,050	17,050
日本空港ビルデング	500	1,074	537,000
日本工営	1,000	291	291,000
日本M&Aセンター	1	459,500	459,500
アコーディア・ゴルフ	6	54,800	328,800
パソナグループ	4	76,000	304,000
テンブホールディングス	200	689	137,800
NECフィールドディング	300	958	287,400
総合警備保障	900	864	777,600
カカコム	300	3,150	945,000
アイロムホールディングス	17	4,445	75,565
エムスリー	2	362,000	724,000
ディー・エヌ・エー	800	3,490	2,792,000
博報堂DYホールディングス	300	4,430	1,329,000
ぐるなび	100	975	97,500
PGMホールディングス	5	38,650	193,250
イービーエス	2	168,200	336,400
ケネディクス	21	11,100	233,100
電通	1,800	2,525	4,545,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	8	4,980	39,840
イオンファンタジー	100	1,075	107,500
ネクシィーズ	12	1,968	23,616
みらかホールディングス	400	3,125	1,250,000
サニックス	500	267	133,500
オリエンタルランド	500	7,800	3,900,000
ダスキン	700	1,536	1,075,200
ラウンドワン	400	593	237,200
リゾートトラスト	400	1,165	466,000
ビー・エム・エル	200	2,065	413,000
もしもしホットライン	100	796	79,600
リソー教育	32	4,410	141,120
ユー・エス・エス	250	6,490	1,622,500
フルキャストホールディングス	5	15,240	76,200
リゾートソリューション	1,000	140	140,000
エイチ・アイ・エス	200	2,126	425,200

イチネンホールディングス	100	389	38,900
よみうりランド	1,000	256	256,000
東京都競馬	3,000	109	327,000
東京ドーム	2,000	182	364,000
トランス・コスモス	400	926	370,400
日本管財	200	1,454	290,800
セコム	2,000	3,780	7,560,000
メイテック	400	1,459	583,600
アサツー ディ・ケイ	400	1,997	798,800
応用地質	100	776	77,600
船井総合研究所	900	529	476,100
ベネッセホールディングス	600	3,390	2,034,000
イオンディライト	100	1,672	167,200
ニチイ学館	600	809	485,400
ダイセキ	400	1,485	594,000
合計			1,913,716,482

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成23年11月30日現在)

資産総額	1,861,168,252円
負債総額	4,245,196円
純資産総額(-)	1,856,923,056円
発行済数量	2,835,666,317口
1 単位当たり純資産額(/)	0.6548円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成23年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成23年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成23年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成23年11月末現在、委託会社の運用するファンドは94本、純資産総額は497,257百万円です（ただし、親投資信託を

除きます。)。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	13,314百万円
	追加型	株式投資信託	73本	427,144百万円
私募	追加型	株式投資信託	20本	56,799百万円
合計			94本	497,257百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	2,553,250	2	3,461,482
前払費用		15,542		16,481
未収委託者報酬		1,561,607		1,227,958
未収運用受託報酬		66,046		61,588
未収投資助言報酬		146,224		121,273
未収収益		96,615		623,371
立替金	2	67,204		40,893
未収消費税等		11,239		-
為替予約		15,962		7,697
その他流動資産		9,048		11,846
流動資産合計		4,542,742		5,572,593
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	1	38,046	1	27,652
無形固定資産合計		38,046		27,652
投資その他の資産				
投資有価証券		1,000		17,136
長期差入保証金		200		200
敷金		16,285		9,587
投資その他の資産合計		17,486		26,924
固定資産合計		55,532		54,576
資産合計		4,598,274		5,627,170

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	52,086	53,383
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	786,933	620,771
その他未払金	33,868	29,195
未払費用	2 1,072,804	2 1,430,909
未払法人税等	15,998	20,480
未払消費税等	-	23,746
賞与引当金	60,172	83,172
為替予約	343	2,262
流動負債合計	2,023,719	2,265,433
固定負債		
退職給付引当金	769,682	761,885
長期未払費用	117,648	137,754
固定負債合計	887,331	899,640
負債合計	2,911,051	3,165,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,220,776	2,446,030
利益剰余金合計	3,220,776	2,446,030
株主資本合計	1,687,223	2,461,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	126
評価・換算差額等合計	0	126
純資産合計	1,687,223	2,462,096
負債純資産合計	4,598,274	5,627,170

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,532,156	6,874,850
運用受託報酬	241,616	242,541
投資助言報酬	170,872	144,695
その他営業収益	290,901	1,004,021
営業収益合計	7,235,546	8,266,109
営業費用		
支払手数料	3,234,856	3,418,352
広告宣伝費	99,902	130,384
公告費	1,160	1,160
調査費	99,194	88,485
委託調査費	562,569	505,644
情報機器関連費	1	215,429
委託計算費	41,589	47,083
通信費	16,812	12,492
印刷費	110,171	95,948
協会費	6,442	5,480
諸会費	1,683	236
諸経費	56,830	52,566
営業費用合計	4,427,322	4,573,264
一般管理費		
役員報酬	58,902	63,749
給料・手当	921,070	900,881
賞与	429,816	449,304
交際費	40,732	71,999
寄付金	4,910	139
旅費交通費	36,793	63,225
租税公課	24,436	20,524
不動産賃借料	303,835	197,519
退職給付費用	90,245	103,825
固定資産減価償却費	10,577	10,393
福利厚生費	205,756	253,086
業務委託費	1	742,189
退職金	30,388	2,461
諸経費	77,043	126,865
一般管理費合計	3,043,230	3,006,166
営業利益又は営業損失()	235,007	686,678
営業外収益		
その他	14,264	9,667
営業外収益合計	14,264	9,667
営業外費用		
為替差損	8,249	7,321
その他	1,505	371
営業外費用合計	9,755	7,693
経常利益又は経常損失()	230,497	688,653
特別利益		
前期損益修正益	-	1 2
特別利益合計	-	91,903
特別損失		
割増退職金	188,499	-
特別損失合計	188,499	-
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失()	418,997	780,556
法人税、住民税及び事業税	5,810	5,810
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	5,810	5,810
当期純利益又は当期純損失()	424,807	774,746

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	3,078,000
当期変動額		
新株の発行	750,000	-
当期変動額合計	750,000	-
当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,830,000
当期変動額		
新株の発行	750,000	-
当期変動額合計	750,000	-
当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,795,968	3,220,776
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	424,807	774,746
当期変動額合計	424,807	774,746
当期末残高	3,220,776	2,446,030
株主資本合計		
前期末残高	612,031	1,687,223
当期変動額		
新株の発行	1,500,000	-
当期純利益又は当期純損失()	424,807	774,746
当期変動額合計	1,075,192	774,746
当期末残高	1,687,223	2,461,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	0	126
当期変動額合計	0	126
当期末残高	0	126
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	0	126
当期変動額合計	0	126
当期末残高	0	126
純資産合計		
前期末残高	612,031	1,687,223
当期変動額		
新株の発行	1,500,000	-
当期純利益又は当期純損失()	424,807	774,746
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	0	126
当期変動額合計	1,075,192	774,872
当期末残高	1,687,223	2,462,096

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		(1) 其他有価証券 時価のあるもの 当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(1) 無形固定資産 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。 なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年3月29日実務対応報告第2号)を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	<p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。</p>	
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 50,608 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 61,002 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 848,859 千円 立替金 3,086 千円 未払費用 203,369 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 2,068,472 千円 未払費用 212,332 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 9,976 千円 業務委託費 158,460 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 業務委託費 165,915 千円 前期損益修正益 91,903 千円 2 特別利益は関係会社に対する業務委託費の前期損益修正であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	454,121	629,387	1,083,508千円	取得価額相当額	249,849	614,523	864,372千円
減価償却累計額相当額	337,754	306,949	644,704千円	減価償却累計額相当額	179,300	333,944	513,244千円
期末残高相当額	116,367	322,437	438,804千円	期末残高相当額	70,549	280,578	351,127千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			95,500千円	1年以内			52,816千円
1年超			375,346千円	1年超			249,145千円
合計			470,846千円	合計			301,962千円
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料			101,581千円	支払リース料			57,542千円
減価償却費相当額			59,217千円	減価償却費相当額			44,423千円
支払利息相当額			5,644千円	支払利息相当額			4,516千円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っていません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っていません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

営業債務である未払手数料及び未払費用は、全て1年以内の支払期日です。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,553,250	2,553,250	-
(2) 未収委託者報酬	1,561,607	1,561,607	-
(3) 未収運用受託報酬	66,046	66,046	-
(4) 未収投資助言報酬	146,224	146,224	-
(5) 未収収益	96,615	96,615	-
(6) 投資有価証券 その他の有価証券	1,000	1,000	-
資産計	4,424,745	4,424,745	-
(1) 未払手数料	786,933	786,933	-
(2) 未払費用	1,072,804	1,072,804	-
負債計	1,859,738	1,859,738	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	15,619	15,619	-
デリバティブ取引計	15,619	15,619	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内

預金	2,553,250	-
未収委託者報酬	1,561,607	-
未収運用受託報酬	66,046	-
未収投資助言報酬	146,224	-
未収収益	96,615	-
投資有価証券		
その他の有価証券	-	1,000
合計	4,423,745	1,000

(注3) 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内
未払手数料	786,933
未払費用	1,072,804
合計	1,859,738

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,461,482	3,461,482	-
(2)未収委託者報酬	1,227,958	1,227,958	-
(3)未収運用受託報酬	61,588	61,588	-
(4)未収投資助言報酬	121,273	121,273	-
(5)未収収益	623,371	623,371	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,136	17,136	-
資産計	5,512,810	5,512,810	-
(1)未払手数料	620,771	620,771	-
(2)未払費用	1,430,909	1,430,909	-
(3)長期未払費用	137,754	137,754	-
負債計	2,189,436	2,189,436	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	5,435	5,435	-
デリバティブ取引計	5,435	5,435	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,461,482	-	-
未収委託者報酬	1,227,958	-	-
未収運用受託報酬	61,588	-	-
未収投資助言報酬	121,273	-	-
未収収益	623,371	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	15,014
合計	5,495,674	10	15,014

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. その他有価証券

当期における有価証券の売却はなく、また保有目的の変更もありません。貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,000	1,000	0
合計		1,000	1,000	0

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. その他有価証券

当期における保有目的の変更はありません。貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。
(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	17,010	17,136	126
合計		17,010	17,136	126

当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	990	0	-
合計	990	0	-

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末（平成22年3月31日現在）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） (単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,946	-	343	343
	買建 ユーロ	355,373	-	15,962	15,962
合計		362,320	-	15,619	15,619

当事業年度末（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。） (単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	313,284	-	2,262	2,262
	買建				
	米ドル	23,055	-	478	478
	ユーロ	299,680	-	7,219	7,219
合計		636,019	-	5,435	5,435

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)																																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p>																																				
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">185,524</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">185,524</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">5,925</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">179,598</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">590,083</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">769,682</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	185,524	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524	(4)会計基準変更時差異の未処理額	-	(5)未認識数理計算上の差異	5,925	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598	(7)特別退職慰労引当金	590,083	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	769,682	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">190,482</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">190,482</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">6,364</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">184,118</td> </tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">577,767</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">761,885</td> </tr> </table>	(1)退職給付債務	190,482	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	190,482	(4)会計基準変更時差異の未処理額	-	(5)未認識数理計算上の差異	6,364	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	184,118	(7)特別退職慰労引当金	577,767	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	761,885				
(1)退職給付債務	185,524																																				
(2)年金資産	-																																				
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	185,524																																				
(4)会計基準変更時差異の未処理額	-																																				
(5)未認識数理計算上の差異	5,925																																				
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	179,598																																				
(7)特別退職慰労引当金	590,083																																				
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	769,682																																				
(1)退職給付債務	190,482																																				
(2)年金資産	-																																				
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	190,482																																				
(4)会計基準変更時差異の未処理額	-																																				
(5)未認識数理計算上の差異	6,364																																				
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	184,118																																				
(7)特別退職慰労引当金	577,767																																				
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	761,885																																				
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">40,141</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">3,961</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td style="text-align: right;">46,142</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,245</td> </tr> <tr> <td>(7)割増退職金</td> <td style="text-align: right;">188,499</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">278,745</td> </tr> </table>	(1)勤務費用	40,141	(2)利息費用	3,961	(3)期待運用収益（減算）	-	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142	(6)数理計算上の差異の費用処理額	-	退職給付費用	90,245	(7)割増退職金	188,499	計	278,745	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">38,571</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,940</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td> <td style="text-align: right;">49,178</td> </tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,185</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">91,875</td> </tr> <tr> <td>(7)割増退職金</td> <td style="text-align: right;">11,950</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103,825</td> </tr> </table>	(1)勤務費用	38,571	(2)利息費用	2,940	(3)期待運用収益（減算）	-	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	49,178	(6)数理計算上の差異の費用処理額	1,185	退職給付費用	91,875	(7)割増退職金	11,950	計	103,825
(1)勤務費用	40,141																																				
(2)利息費用	3,961																																				
(3)期待運用収益（減算）	-																																				
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-																																				
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	46,142																																				
(6)数理計算上の差異の費用処理額	-																																				
退職給付費用	90,245																																				
(7)割増退職金	188,499																																				
計	278,745																																				
(1)勤務費用	38,571																																				
(2)利息費用	2,940																																				
(3)期待運用収益（減算）	-																																				
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	-																																				
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	49,178																																				
(6)数理計算上の差異の費用処理額	1,185																																				
退職給付費用	91,875																																				
(7)割増退職金	11,950																																				
計	103,825																																				
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">1.60%</td> </tr> <tr> <td>(3)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.60%	(3)数理計算上の差異の処理年数	5年	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">1.70%</td> </tr> <tr> <td>(3)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.70%	(3)数理計算上の差異の処理年数	5年																								
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(2)割引率	1.60%																																				
(3)数理計算上の差異の処理年数	5年																																				
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(2)割引率	1.70%																																				
(3)数理計算上の差異の処理年数	5年																																				

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
賞与引当金損金算入否認額	24,490千円	賞与引当金損金算入否認額	33,851千円
未払費用否認額	484,514千円	未払費用否認額	638,446千円
未払事業税	4,158千円	未払事業税	5,970千円
退職給付引当金損金算入否認額	313,260千円	退職給付引当金損金算入否認額	310,087千円
繰越欠損金	1,278,513千円	繰越欠損金	762,752千円
減価償却損金算入否認額	74,312千円	減価償却損金算入否認額	49,109千円
その他	1,220千円	その他	975千円
繰延税金資産小計	2,180,470千円	繰延税金資産小計	1,801,193千円
評価性引当金	2,180,470千円	評価性引当金	1,801,193千円
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費否認額	4.0%	交際費否認額	3.8%
役員賞与否認額	8.6%	役員賞与否認額	4.2%
評価性引当金	49.0%	評価性引当金	48.6%
住民税均等割	1.4%	住民税均等割	0.7%
その他	20.9%	その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税の負担率	1.4%	税効果会計適用後の法人税の負担率	0.7%

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,589,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメント サービス	147,520	- 預金 未払費用	848,859 199,264

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門 サービス	438,708	未払費用	344,451
親会社の 子会社	DWS Finanz- Service GmbH	ドイツ フランク フルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	201,321	未払費用	55,692
親会社の 子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨ ーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬	64,937	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	69,330	未収収益	92,094
親会社の 子会社	ドイツ銀不動産 有限公司	東京都 千代田区	46 百万円	サービス業	なし	サービスの提供	*3 IT、管理部門 サービス *6 不動産賃借料	89,670 305,369	未払費用	46,142
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨ ーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益 *6 委託調査	43,631 126,069	未収収益 未払費用	43,839 105,374
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*5 その他営業収益	115,787	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港 特別 行政区	238,600 千香港 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	82,564	未収収益	54,084
親会社の 子会社	DWS Investment S.A.	ルクセン ブルグ	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *5 その他営業収益	46,610 42,642	-	-
親会社の 子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランク フルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	117,791	未払費用	117,211
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランク フルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	111,110	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。

- *3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメント サービス *3 IT、管理部門 サービス	- 46,011 37,866	預金 未払費用	2,068,472 212,332

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門 サービス	400,146	未払費用	538,728
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	66,974	未収収益	85,394
親会社の 子会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供	*5 不動産賃借料	198,795	未払費用	84,214
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 委託調査	84,750	未払費用	71,301
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*6 その他営業収益	615,300	未収収益	383,670
親会社の 子会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 その他営業収益 *5 委託調査	234,965 296,182	未収収益 未払費用	161,186 190,052
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 委託調査	83,835	未払費用	38,487

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資助言報酬を受け取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	27,407円 79銭	39,995円 6銭
1株当たり当期純利益（は損失）	7,178円 66銭	12,585円 22銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益（は損失）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（は損失）（千円）	424,807	774,746
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（は損失）（千円）	424,807	774,746
期中平均株式数	59,176	61,560

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		4,162,964
前払費用		5,805
未収委託者報酬		1,022,261
未収運用受託報酬		94,269
未収投資助言報酬		104,798
未収収益		980,594
立替金		27,659
その他流動資産		4,879
流動資産計		6,403,233
固定資産		
無形固定資産	1	22,455
投資その他の資産		25,691
固定資産計		48,147
資産合計		6,451,380
負債の部		
流動負債		
預り金	2	79,458
未払金		
未払手数料		517,612
その他未払金		1,962
未払費用		1,104,829
未払法人税等		15,699
賞与引当金		224,304
為替予約		25,200
流動負債計		1,969,066
固定負債		
退職給付引当金		773,922
長期未払費用		170,061
固定負債計		943,984
負債合計		2,913,051
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,369,320
利益剰余金計		1,369,320
株主資本計		3,538,679
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		350
評価・換算差額等合計		350
純資産合計		3,538,329
負債・純資産合計		6,451,380

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成23年4月1日	
	至 平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,566,345
運用受託報酬		120,707
投資助言報酬		69,698
その他営業収益		1,286,431
営業収益計		5,043,183
営業費用		
支払手数料		1,869,415
その他営業費用		547,447
営業費用計		2,416,862
一般管理費	1	1,524,428
営業利益		1,101,892
営業外費用	2	22,277
経常利益		1,079,615
税引前中間純利益		1,079,615
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		1,076,710

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,078,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,830,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,446,030
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	1,369,320
株主資本合計	
当期首残高	2,461,969
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	3,538,679
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
評価・換算差額等合計	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
純資産合計	
当期首残高	2,462,096
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	1,076,233

当中間期末残高

3,538,329

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 66,199千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,196千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	16,555千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	394,308千円	614,523千円	1,008,831千円
減価償却累計額相当額	326,170千円	348,442千円	674,612千円
中間期末残高相当額	68,137千円	266,080千円	334,218千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		74,390千円	
1年超		229,612千円	
合計		304,003千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		39,122千円	
減価償却費相当額		24,226千円	
支払利息相当額		2,149千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	4,162,964	4,162,964	-
(2)未収委託者報酬	1,022,261	1,022,261	-
(3)未収運用受託報酬	94,269	94,269	-
(4)未収投資助言報酬	104,798	104,798	-
(5)未収収益	980,594	980,594	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,659	16,659	-
資産計	6,381,548	6,381,548	-
(1)未払手数料	517,612	517,612	-
(2)未払費用	1,104,829	1,104,829	-
(3)長期未払費用	170,061	170,061	-
負債計	1,792,503	1,792,503	-
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(25,200)	(25,200)	-
デリバティブ取引計	(25,200)	(25,200)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,030	15,010	20
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,629	2,000	370
合計		16,659	17,010	350

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	773,236	-	3,763	3,763
	米ドル				
	買建	419,652	-	20,359	20,359
	ユーロ				
シンガポールドル	16,472	-	1,078	1,078	
合計		1,209,361	-	25,200	25,200

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	17,490円42銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,076,710
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	1,076,710
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	57,477円73銭

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟その他重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円 （平成23年9月末現在）	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成23年9月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 （平成23年3月末現在）	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円 （平成23年9月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成23年11月末現在）	
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円 （平成23年9月末現在）	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

投資顧問会社

名称 ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
 資本金の額 495百万円（平成23年11月末現在）
 事業の内容 金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券などの値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月16日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成23年4月16日から平成23年10月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）の平成23年10月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 秀 行
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。